

(第一類 第一號)

衆議院内閣委員会議録 第十一号

(一四二)

令和四年三月二十三日(水曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長

上野賢一郎君

理事

井上 信治君

理事

平 將明君

理事

足立 俊和君

理事

伊東 康史君

理事

赤澤 亮正君

理事

高木 良孝君

理事

永岡 桂子君

理事

吉川 幸也君

理事

大串 卓也君

理事

松本 尚君

理事

宗清 皇一君

理事

吉川 赴君

理事

高木 啓君

理事

永岡 俊平君

理事

杉田 康史君

理事

高木 良孝君

理事

伊東 良孝君

理事

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

内閣官房内閣審議官

理事

藤井 藩三君

理事

森山 浩行君

理事

藤井比早之君

理事

森山 浩行君

理事

国重 徹君

理事

井原 巧君

理事

石原 宏高君

理事

小寺 裕雄君

理事

和田 義明君

理事

宮路 拓馬君

理事

山田 周君

理事

長谷川淳二君

理事

平沼正二郎君

理事

和田 周君

理事

鈴木 順君

理事

土田 周君

内閣官房内閣審議官

財務大臣政務官

藤原 崇君

政府参考人
農林水産省大臣官房危機管理・政策立案総括審議官

前島 明成君

官

井原 巧君

山田 賢司君

浅野 哲君

補欠選任

山田 賢司君

中谷 一馬君

長谷川淳二君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

同日 辞任

土田 健君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

同日 辞任

土田 健君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

同日 辞任

土田 健君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

同日 辞任

土田 健君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

同日 辞任

土田 健君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

中谷 一馬君

義治君

浅野 哲君

鈴木 敦君

青柳 仁士君

周君

</

として用意していたんですが、ちょっとと次に行かせていただいて、次、六十六条七項についてお尋ねをいたします。

特許出願が内閣総理大臣に係属している間又は保全指定の期間において、特許法の四十八条の二、四十八条の三、五十条、これは適用除外になつていません。さらに、有識者提言五十一ページには、保全期間中に審査請求をして審査の手前まで手続を進めるという選択肢も残すべき、こうなつていません。

いうふうに書いてございます。

つまり、保全審査に付されていても、審査請求、特許法四十八条の三はできるのかどうなか、それから、審査請求があれば審査は行われるのか、それから、拒絶理由通知、特許法五十条、これは行われるのかどうか。これは、条文上、読めば、できるというふうに見えるんですけども、念のための確認です。お願いします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

特許出願人が、保全審査中に特許査定の直前まで手続を進めまして、特許査定の見通しを立てますとともに、指定解除後直ちに特許を受けられる状態にしておきたいと考える場合もございます。このため、有識者会議の提言でもその点に言及されているもの、このように理解してございます。

そこで、出願人が実体審査を求めまして出願審査の請求をした場合には、これに応じて出願書類の補正のやり取りを行いますなど、最終的な査定の手前まで審査を進めることが出願人の保護に資するという観点から、出願公開及び最終的な特許査定又は拒絶査定の手続のみを留保し、それ以外の御指摘ございましたような手続は行える、このような制度とさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○櫻井委員 御答弁いただいて、よく分かりました。

もう一点確認なんですが、そうなつたときに、特許査定できそつだ、手前まで行つてあるといふことは、これは出願人にも分かるものなんでしょ

うか。つまり、いきなり特許査定とかという場合は、拒絶理由通知も何にも来ないから、普通、分からんなどと思うんですけども、何か、これねをいたします。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

お尋ねのケースにつきましては、様々なケースがありますけれども、出願書類の補正のやり取りなどを行わせていただきますので、そういった過程で出願の方が多いいろいろな見通しを立てられるということはあり得るもの、このように考えてございます。

以上でございます。

○櫻井委員 大臣、これは、出願人にしてみた

ら、いろいろ手続をして待つわけですから、楽しんで優しいかなと思いますので、その点、御配慮をお願いしたいということで、御要望申し上げます。

あと、次に、六十七条、七十条に関連して、こ

れもお尋ねしたいんですが、保全審査に関して、これは内閣総理大臣に対して出願人が手続するこ

とになっていますが、出願代理人、普通、特許出願は弁理士が代理をしておりますけれども、この

手法ができるというふうに改正した方がいいんじやないですか。よろしくお願ひしますよ。

○森政府参考人 小林大臣がお答えになつた御答

弁のとおりでございますが、現行の弁理士法の規定では、他の法令に抵触しない範囲で弁理士が関与することは可能であり、例えば保全審査や保全

指定後の手続に関する書類作成業務は行えないわけですが、相談業務に関与することは可能だと考えております。

○小林国務大臣 これも櫻井委員にあえて申し上げるまでもないことですけれども、弁理士法四条一項に何が規定されているかといえば、弁理士の業務を、特許、実用新案などに関する特許庁における手続などについての代理事務と規定しております。詳細は内閣官房国家安全保障局において今後検討すると伺つておるところであります。

この法案における保全審査の手続を担うのは、特許庁長官や経済産業大臣ではなくて内閣総理大臣でございますので、そういう意味で、この弁理士法四条第一項に定めるいわゆる専権業務には該当しませんが、弁護士法あるいは行政書士法など、他の法令に抵触しない範囲内であれば、弁理士がこの制度の保全審査等の手続に関与することが禁止されるものではございません。

○櫻井委員 やいやいや、できない業務があるといふんだしたら、やはりこれは困りますよ。

ですから、じゃ、行政書士の方にこれは内閣総理大臣へ送られてからまたお願いし直すというふうになつたら、お金もかかりますけれども、発明の内容を全部またから説明しなきゃいけないというようなことになりますから、それは出願人にとつては相当不都合といいますか、不便ですよ。

是非ここは弁理士が引き続き代理できるように、これはまだ法の施行まで時間があるわけですから、弁理士法改正、今からでも是非進めていた

べきで、気がついたら特許庁から総理大臣の方に送られちゃつてたと。それで、何かいろいろ来たから、あつ、じゃ、これもよろしくねという

ことで、普通、出願人は代理人たる弁理士にお願いしますけれども、その手続をやつたら弁護士法違反とか行政書士法違反になるかもしねないと

いっただ、これは手続できなくなつちやいますよね。そこはちょっととさすがに明らかにしてください。

多分、これは法案作業をやつているときに弁理士法の改正までは頭がいかなかつたんじやないか

と思いませんけれども、今日、特許庁長官、来ていただいていますよね。特許庁長官、ちょっとと弁理士法四条を変えて、独占業務ではなくてもいいで

すけれども、標榜業務でも、この経済安保法の六十七条、七十条の内閣総理大臣の手続、これは弁

理士ができるというふうに改正した方がいいんじやないですか。よろしくお願ひしますよ。

○森政府参考人 小林大臣がお答えになつた御答

弁のとおりでございますが、現行の弁理士法の規

定では、他の法令に抵触しない範囲で弁理士が関

与することは可能であり、例えば保全審査や保全

指定後の手続に関する書類作成業務は行えないわ

けですが、相談業務に関与することは可能だと考えております。

○木村政府参考人 お答え申し上げます。

まず、第六十七条の第九項で通知いたします保全対象発明となり得る発明の内容の具体的な示し